

報 告 第 3 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成25年2月25日提出

新居浜市長 石川 勝 行

和 解 に つ い て

⑤

処 分 書

専 決 第 3 号

和 解 に つ い て

失火により黒島工業団地緑地の樹木が焼失した事件について、次のとおり和解する。  
地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分する。

平成25年1月21日

新居浜市長 石川 勝行

1 和解の相手方 （省 略）

2 事件の概要

平成24年11月13日午前11時30分頃、相手方が自己敷地内において生活ごみを焼却していたところ、隣接する（省 略）の樹木に飛び火し、カイズカイブキ4本等を焼失した。

3 和解の内容

- (1) 相手方は、新居浜市に対し、本件事件について著しく迷惑をかけたことを深く反省し、謝罪するとともに、再発防止を徹底する。
- (2) 相手方は、新居浜市に対し、本件事件による焼失したカイズカイブキ4本の撤去

及び処分並びに植え替え並びに一部を焼失したカイズカイブキ 2 本の剪定に要する費用として、金 1 8 3 , 7 5 0 円の支払義務のあることを認める。

(3) 相手方は、新居浜市に対し、前号の金員を平成 2 5 年 1 月 3 1 日限り、新居浜市の発行する納入通知書により支払う。

(4) 新居浜市は、その余の請求を放棄する。

(5) 新居浜市と相手方との間には、本件事件に関し前各号に掲げるもののほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。